

吉見病院 栄養管理委員会 設置規程

(設置) 第1条

医療法人社団秀林会吉見病院における栄養業務の円滑な運営と向上を図るため、医療法人社団秀林会吉見病院栄養管理委員会（以下「栄養管理委員会」という。）を設置する。

(構成) 第2条

栄養管理委員会の構成員は、医療法人社団秀林会吉見病院 理事長、院長、常務理事、看護師長、病棟看護主任、病棟介護主任、栄養科管理栄養士、事務責任者とする。

2 栄養管理委員会の委員長は、医療法人社団秀林会吉見病院 栄養科責任者とする。

(協議事項) 第3条

栄養管理委員会は、その目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

1. 栄養業務の企画、運営及び改善に関すること。
2. 喫食者の栄養及び食事に関すること。
3. 栄養教育に関すること。
4. 給食施設・設備に関すること。
5. その他必要な事項。

(開催) 第4条

栄養管理委員会は、年に5回以上開催することとし、委員長が必要と認めた日に委員長が招集し、会議の議長となる。

2 栄養管理委員会の委員長は、必要に応じて構成員以外のものを出席させ、意見又は、資料の提出を求めることができる。

(事務処理) 第5条

栄養管理委員会の事務は、栄養科において処理する。

附則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

改定 平成25年8月1日、2019年4月1日